

所得税及び復興特別所得税・住民税の申告準備はお早めに

まもなく所得税及び復興特別所得税の確定申告と住民税の申告の時期を迎えます。申告は1年間の所得の総決算で、公平な課税や証明の資料になる大切なものです。早めに準備して期限内(平成26年2月16日(日)～3月17日(月))に申告を済ませましょう。

○確定申告

所得税及び復興特別所得税の確定申告は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じたすべての所得の金額とそれに対する所得税及び復興特別所得税の額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などとの過不足を精算する手続きです。

所得税及び復興特別所得税は、自分の所得状況等を最もよく知っている皆さん自身が、自ら税法に従って所得と税額を正しく計算し、納税するという「申告納税制度」を採用しています。「申告納税制度」では、申告しなければならぬ人が期限内に申告しなかったり、納税を行わないと、「加算税」や「延滞税」が課される場合があります。また、還付申告の方は、1月から申告書を提出することができます。

○申告に際しての注意事項等(お願い)

- ①申告書、印鑑、給与や年金所得の源泉徴収票、国民年金保険料控除証明書・生命保険料や地震保険料控除証明書など控除に必要な書類、または還付を受けるために確定申告をされる方は本人名義の金融機関の口座番号が確認できるもの等、必要な書類を整理の上、お持ちください。
- ②事業所得(農業・営業等)や不動産所得のある方は、収支内訳書を作成の上、お持ちください。また、医療費控除を受けられる方は、領収書を医療を受けた人・医療機関別に整理して計算の上、お持ちください。会場は混雑しますので、未整理のままお越しになりますと他の方の待ち時間が大変長くなりますのでご協力をお願いします。
- ③確定申告書の用紙は、税務署より前年の申告内容に基づいて申告が必要と思われる方にあらかじめ送付されますが、用紙はすべての方に送付されるわけではありません。送付されていない方であっても申告が必要と思われる方は、申告をお願いします。申告書の用紙は、役場もしくは申告会場にも用意しています。
確定申告書の用紙に代わって「お知らせハガキ」または「お知らせ通知書」が送付された方は、「お知らせハガキ」または「お知らせ通知書」をお持ちください。
- ④譲渡所得(土地等の売却)については宇治税務署の申告会場(2月3日(月)～3月17日(月)土、日、祝日を除く開設時間9:00～17:00)での申告をお願いします。

※2月14日(金)以前は還付申告に限りです。

※2月23日(日)、3月2日(日)に限り、日曜日でも開設しています。

⑤公的年金を受給されている方へ

公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税及び復興特別所得税の確定申告をする必要はありません。

ただし、上記に該当される方であっても、所得税及び復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。

公的年金等に係る雑所得以外の所得があり、その所得金額が20万円以下で所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要でない場合であっても、町村住民(住民)税の申告が必要です。

⑥平成26年1月から

記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されました。

個人の白色申告の方のうち、事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方(所得税及び復興特別所得税の申告の必要がない方も対象となります)は、平成26年1月から記帳と帳簿書類の保存が必要です。

記帳・帳簿等の保存制度や記帳の内容の詳細は、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)に掲載されていますので、ご覧ください。詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

⑦国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力すれば、所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の確定申告書や青色申告決算書などを作成できます。作成したデータは、e-Taxを利用して提出することができるほか、印刷した「書面」により提出することもできます。

また、「所得税及び復興特別所得税の確定申告書の手引き」や申告書用紙等は、国税庁ホームページからダウンロードできますのでご利用ください。

☆国税庁ホームページアドレス

<http://www.nta.go.jp>

⑧所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出された方は、住民税申告書の提出は必要ありません。

⑨申告は、住民税や国民健康保険料・介護保険料を計算するための基礎資料となるほか、医療制度や児童手当など各種制度との関連があります。よって、これらの制度上、所得が無い方や年金受給者の方で非課税の年金である障害・遺族・福祉年金のみを受給されている方でも、住民税申告が必要になることがあります。申告をしていただかないと所得が不明となり、判定ができないため、対象となられる場合に不利益となり、各種制度の事務処理に支障をきたす事になることがありますのでご理解をお願いします。

○事業主の皆さんへ

◇給与支払報告書

給与を支払っている人(支払者)は受けている人(受給者)に、前年中に支払った給与の金額、扶養親族の数、社会保険料などの必要事項を記入した「給与支払報告書」を受給者の1月1日現在の住所地の市町村税務担当課へ、1月31日までに必ず提出してください。

◇償却資産申告書

商店や農業などを営んでいる人で、事業に必要な機械、器具、備品などの事業用資産などがある場合は、毎年1月1日現在の資産所有状況(資産の種類、取得価格、取得時期、耐用年数など)を市町村税務担当課へ1月31日までに申告してください。

問い合わせ先

宇治税務署
笠置町役場
和束町役場
南山城村役場

総務財政課
税住民課
税財政課

(電話0774-44-4141)
(電話0743-95-2301)
(電話0774-78-3001)
(電話0743-93-0103)

民生委員・児童委員の改選がありました

平成25年12月1日付で民生児童委員の斉改選が行われました。

笠置町では民生児童委員8名、主任児童委員2名、和束町では民生児童委員21名、主任児童委員2名、南山城村では民生児童委員14名、主任児童委員2名が厚生労働大臣と京都府知事から委嘱を受けました。任期は、平成25年12月1日から平成28年11月30日までの3年間です。

民生児童委員は、住民の立場にたって相談や必要な援助を行うなど地域福祉のリーダー役です。秘密は固く守られていますので、お気軽に地域の委員さんにご相談ください。()は担当地区。

笠 置 町



小林 慶昭 委員
(南部 (奥))



大西 篤司 委員
(南部 (中村))



中 美幸 委員
(南部 (浜))



森 保男 委員
(切山)



高見 正子 委員
(西部)



有田 康善 委員
(西部)



植田 美紀子 委員
(東部・飛鳥路)



北川 恵子 委員
(北部)



谷本 一榮 委員
(主任児童委員)



北川 和美 委員
(主任児童委員)

和 束 町



前田 悟 委員
(湯船)



小西 弘芳 委員
(湯船)



今西 とき子 委員
(原山)



荒木 寿美子 委員
(原山)



杉本 友幸 委員
(門前)



木崎 富喜子 委員
(中)



矢野 光江 委員
(園)



山下 要子 委員
(木屋)



大西 重孝 委員
(杣田)



永田 朝子 委員
(南)



畑 貞子 委員
(釜塚)



田中 多賀子 委員
(釜塚)



岡田 俊明 委員
(東)



井上 悦子 委員
(東)



田中 啓太 委員
(東)



岡田 文利 委員
(東)



真鍋 俊雄 委員
(別所)



西山 忠博 委員
(白栖)



渡邊 千代美 委員
(白栖)



竹谷 正夫 委員
(石寺)



藤井 大次郎 委員
(撰原・下島)



中井 薫 委員
(主任児童委員)



中川 桂子 委員
(主任児童委員)



南 山 城 村



仲久保 啓子 委員
(高尾)



乾 富美 委員
(高尾)



福川 昭男 委員
(田山)



阪本 清史 委員
(田山)



福本 清治 委員
(田山)



嶋田 幸子 委員
(今山・奥田・押原)



大堀 人美 委員
(本郷)



野川 智子 委員
(本郷)



西田 衣代 委員
(南大河原)



廣岡 純子 委員
(野殿)



甲田 朱美 委員
(童仙房)



和智 ちさと 委員
(月ヶ瀬NT)



葛巻 忠典 委員
(月ヶ瀬NT)



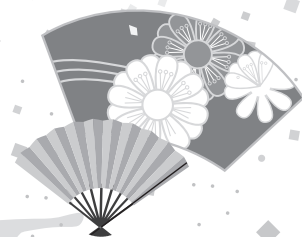
今岡 菊江 委員
(月ヶ瀬NT)



森本 恵子 委員
(主任児童委員)



大西 尊子 委員
(主任児童委員)



地域福祉にご尽力いただきました

今回の一斉改選に伴い、11月30日をもって東部3町村で11名の民生児童委員の方が退任されました。長年にわたって、地域福祉の推進にご尽力をいただきありがとうございました。

【笠置町】 二滝 靖子さん (東部・飛鳥路)、植村 智恵子さん (北部)

【和束町】 前田 芳孝さん (湯船)、飯田 喜夫さん (湯船)、井上 孝美さん (東)
岡田 静子さん (東)、森脇 聡さん (別所)、北 記子さん (撰原・下島)

【南山城村】 乾 留美子さん (主任児童委員)、加戸 勝子さん (高尾)
横畑 君子さん (童仙房)

「きょうと食いく先生」に大久保幸代さん、西山和美さん ～食の大切さを子どもたちに～

平成25年10月21日(月)に京都府山城広域振興局で開かれた認定証交付式で、南山城村の大久保幸代さんと、和束町の西山和美さんが、「きょうと食いく先生」に認定されました。

この制度は、子ども達の「食」や「農林水産業」への理解を促すため、農林水産業従事者や食品加工・調理に携わる専門家を認定し、学校等での出前授業を通して食農体験を実践するもので、これまで小学生を対象に味噌作りやこんにゃく作りを実践してこられた大久保さんと、味噌作りやお茶の栽培体験を実践してこられた西山さんが今回認定されました。

これからも地域の子どものための食育推進をよろしくお願いいたします。



大久保 幸代さん



西山 和美さん